

婢廿五人

婢飯虫咩年卅四

婢伊蘇賣年卅三已上二人山背國綴嘉郡田作里
戸主粟國加豆良部人麻呂戸口

奴人足年廿八戸口山背國綴嘉郡山本里
錦部田禰戸口○中略

以前貢於東大寺賤等歷名如件謹以解

天平勝寶元年十一月三日

○按ズルニ奴婢ハ姓無キモノナルコト此文ニテモ明ナリ

〔難太平記〕一神代には唯二人の子なりけめども其子孫さまざま生れもてきて其末々或國王大臣或民百姓となるぞかしいやしく世の爲無益の人は田を作人につかへなごせしより氏なき者に成來けり今も我等事はわづかに父の世ばかりこそ知侍れ二三代の祖の事などはつやつやゑらねば終に我子孫は必定氏なき民とおなじ者になりぬべし

〔戴恩記上〕ある時秀吉公いつも御參内の時御裝束めしかへらるゝ御中やど施藥院にて曰我尾州の民間より出たれば草かるすべは知たれども筆とる事はえ知らずもとより歌連歌の道にはなをををしといへども不慮に雲上の交をなす但わが母わかき時内裏のみづし所の下女たりしがゆくりかに玉體にちかづき奉りし事ありその夜の夢にいく千萬の御はらひ箱伊勢より播磨をさしてすき間もなく天上をどび行又ちはやぶる神のみてぐらてにとりてと云御夢想を感じてわれを懐胎しぬ○中いまかやうの冥加にやおもはずに貴き身には成ぬれども父なれば氏姓なし草かりの成のぼりたる身なればいにしへのかまこの大臣の御なをよすがにて藤原氏をやのぞみみんと申されしかばいとやすき事なりとて近衛殿より其御はからひ有ける時○下